

坂監委第 74 号

令和4年3月18日

坂井市長 坂本 憲 男 様

坂井市議会

議長 古屋 信 二 様

坂井市教育委員会

教育長 川元 利 夫 様

坂井市選挙管理委員会

委員長 稲田 修 様

坂井市公平委員会

委員長 長谷川 啓 治 様

坂井市農業委員会

会長 森 勝 義 様

坂井市固定資産評価審査委員会

委員長 木村 昌 弘 様

坂井市監査委員 田 本 光 三

坂井市監査委員 亀 嶋 政 幸

坂井市監査委員 田 中 哲 治

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定並びに坂井市監査基準により定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告書を提出する。

定期監査報告書

第1 監査の期間

令和3年8月2日から令和4年3月3日まで

第2 監査の対象

総務部

総務課（男女共同参画推進室）、安全対策課、職員課、秘書広報課

総合政策部

企画政策課、情報統計課、公共交通対策課、まちづくり推進課、新保コミュニティセンター、高椋東部コミュニティセンター、丸岡城のまちコミュニティセンター、大石コミュニティセンター

財務部

財政課、監理課、営繕課、工事検査課、課税課、納税課

健康福祉部

福祉総務課（福祉総合相談室）、社会福祉課、高齢福祉課、健康増進課（新型コロナワクチン接種対策室）、子ども福祉課、保育課、みくに未来幼保園、今福保育園、高椋幼保園、春江中保育園

生活環境部

市民生活課、保険年金課、環境推進課、三国支所、丸岡支所、春江支所

産業政策部

農業振興課（地籍調査室）、林業水産振興課、観光交流課、商工労政課

建設部

都市計画課、建設課（高速交通対策室）、上下水道課

三国病院事務局

会計課

教育委員会事務局

教育総務課、学校教育課、三国南小学校、春江東小学校、木部小学校、丸岡南中学校、三国学校給食センター、春江坂井学校給食センター、生涯学習スポーツ課、文化課（丸岡城国宝化推進室、みくに龍翔館）、丸岡図書館

議会事務局

選挙管理委員会事務局

監査委員事務局

農業委員会事務局

公平委員会事務局
固定資産評価審査委員会事務局

第3 監査の範囲

令和2・3年度における所管事務全般について、監査資料の提出期限を定め、その前月末までを監査の対象とした。

第4 監査の方法

令和3年度財務事務及び行政事務に関して、定期監査資料の提出を受け、関係書類等の事前調査をはじめ、関係事業簿冊や財務会計・文書管理システム内での調査確認を行い、財務事務及び行政事務の適法性、効率性、妥当性の観点から監査を実施した。

第5 監査の結果

今回、監査の対象とした所管の財務事務及び行政事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、各部局長に対して、注意事項を示して講評を実施し、監査の過程において見受けられた事務手続き上の軽微な誤り等については、監査委員事務局長名で関係部署に通知し改善を求め、次の定期監査時に対応状況を確認することとした。

第6 監査の意見

地方自治法や財務規則など関係法令におけるコンプライアンス及び内部統制の徹底を図るため、文書管理や財務等の事務処理上の留意事項に関する全庁的な事務研修会等が継続して実施されているものの、単純な誤りや適正さに欠ける部分が散見された。

毎年、監査委員事務局長名で注意事項として示している事項は、全部署が自身の課題と受けとめ、現状を確認のうえ改善に取り組まれない。

また、文書は電子媒体を原本として管理することが基本となったことについて、再度の周知または説明等を行われたい。

今後もより一層の職員指導を実施し、市民に信頼される職務の遂行に努めるとともに、職員一人ひとりが責任を持って事務の執行を行っていただきたい。